

不動産競売手続の進行に関するお願い

秋田地方裁判所民事第2部

1 予納金について

予納金は、申立て後、裁判所から送付する「保管金提出書」に記載された金額を納付していただきます。

「保管金提出書」を受領した後、直ちに納付してください。

具体的な金額は、「不動産競売申立てのご案内」をご覧ください。窓口にお問い合わせ、申立て前にご準備ください。

速やかに納付がなされず、予納を命じられても納付がない場合は、申立てが却下される場合があります。

2 申立てに係る物件について滞納処分庁による差押えが先行している場合

事件続行のためには、競売手続の続行申請が必要です。

3 本件の円滑かつ迅速な進行を図るため、債権者として承知している範囲で結構ですから、裏面の「不動産競売事件の進行に関する回答書」記載の各事項に回答の上、当裁判所宛に3部提出されるようご協力ください。

4 上記「不動産競売事件の進行に関する回答書」のほか、可能な限り、次の書類の提出をお願いします。

これら資料は、申立てに近い時点のものを、2部（写しで可）ずつ提出してください。

(1) 本照会書の照会事項1について「なし」と回答された場合

－ 債務者（又は所有者）の勤務先の名称、住所等に関する調査報告書（法人の場合は、代表者の住所地が分かる住民票）

(2) 担保権設定時、又は、申立てに近い時点で、物件の現地調査を行っている場合

－ 現地調査報告書

(3) 申立てに係る物件が土地のみであり、申立対象外の建物がある場合

－ 申立対象外の建物の構造、所有者、土地利用権原等が分かる資料（建物の写真等）

(4) 申立てに係る物件が建物のみである場合

－ 申立対象外の土地の構造、所有者、土地利用権原等が分かる資料（土地利用契約書等）
（借地権付建物で、地代の滞納がある場合には、地代代払許可の申立てをするか否かにつきご検討ください。）

(5) 所有者、債務者以外の法人が物件を占有している場合

－ その法人の商業登記簿謄本

(6) 申立てに係る物件が事件、事故などによる、いわゆる「事故物件」である場合

－ 具体的な事情を記載した報告書

不動産競売事件の進行に関する回答書

1 債務者，所有者について

- 住民票住所地での居住実態 ・債務者につき あり なし 不明
(法人の場合，本店所在地での営業実態) ・所有者につき あり なし 不明
(いずれも「なし」の場合，裏面4(1)参照)

2 物件及び占有者について

- ① 現地調査の有無 あり (令和 年 月 日実施) なし
- ② 物件の利用状況 共同住宅(戸数) 個人住宅 (戸建 ワンルーム)
事務所 店舗 空き地 ビル1棟 (階建)
建物敷地 駐車場 その他 ()
- ③ 占有者の有無 ・ 抵当権設定時 あり なし 不明
ありの場合：名称 ()
所有者 所有者家族(続柄)
第三者(所有者との関係：)
- ・ 申立て時 あり なし 不明
ありの場合：名称 ()
所有者 所有者家族(続柄)
第三者(所有者との関係：)
- * 占有者が法人の場合，代表者氏名及び本店所在地が分かれば，お書きください。
()
- ④ その他占有者に関する参考事項(いわゆる占有屋等)があれば，お書きください。
()
- ⑤ 件外物件の有無 あり (ありの場合，裏面4(3)(4)参照) なし
- ⑥ 地代滞納の有無 あり (ありの場合，裏面4(4)参照) なし

3 その他

- ① 予納金を利用した配当表の送付希望 あり なし
- ② 売却の見込み あり なし 不明
- ③ 幅広く買受希望者を募集したい はい いいえ
- ④ 自己競落の予定 あり なし 検討中
- ⑤ その他，競売手続に関して，ご希望やご連絡事項があれば，お書きください。